

平成31年 年頭の辞

海上安全環境部長 平田 浩司



平成31年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、平成30年7月豪雨や相次ぐ台風により九州各地で甚大な被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

運輸事業にとって最も基本とすべきは「安全・安心の確保」です。

海上安全環境部は、海上における輸送の安全確保と海洋環境の保全を目的として、ソフト・ハードの両面から、本年も以下の施策を確実に遂行してまいります。

まず、近年大型台風による海難事故が発生していることから、多客期の安全総点検等の機会をとらえ、荒天時における情報収集や当直体制の準備状況などの確認を実施します。

フェリーに対しては、フェリー火災事故の防止を図るため、乗組員の火災対処能力向上を目指し、運輸局と関係機関の連携による合同消防訓練を実施するよう事業者には指導を行ってまいります。

漁船に対しては、底引き漁船の転覆事故等の防止を図るため、機関故障や天候急変などによる事故防止に関する講習会や現地指導を関係機関と連携して実施します。

また、事業者自らが安全意識を向上していくためにも運輸安全マネジメント評価を実施し、事業者の社内一丸となった安全管理体制の構築や改善の状況に対して評価・助言を行ってまいります。

次に、国内で発生した海難事故の約7割は小型船舶によるものであることから、小型船舶の安全対策が喫緊の課題となっています。

小型船舶については、安全総点検等の機会を捉えて、運航労務監理官と船舶検査官による立入検査を実施するとともに、海上保安庁や警察などの関係機関と連携して、昨年2月1日から義務化された救命胴衣の着用等安全確保に関する周知啓発活動を実施します。

船員労働災害の防止については、船員災害防止協会九州支部と連携し、海中転落事故に対応したサバイバル訓練を実施するほか、各種講習会の機会を捉えて船員労働災害の防止に対する船員の安全意識の向上を図ってま

います。

外国船舶については、ポートステートコントロール（寄港国による監督）を適切に実施し、構造・設備及び乗組員の配乗等が条約で定められた安全及び海洋環境保護等の基準を満たしていない所謂サブスタンダード船の排除に努めるとともに、近年、管内で増加しているクルーズ船への立入検査の強化を図ってまいります。

さらに、万一の油濁損害や放置座礁船の発生に備え、船主責任保険未加入の船舶が日本に入港することのないよう事前通報の審査を厳密に行うほか、船上での立入検査を実施します。

また、世界的な動きとしましては、国際海事機関（IMO）において、2008年の海洋汚染防止条約の改正により、2020年から船用燃料油中の硫黄分濃度規制が3.5%以下から0.5%以下へ全世界的に強化されることが決定されています。

本規制は、硫黄酸化物（SO_x）や粒子状物質（PM）による人の健康や環境への悪影響を低減させていくために世界一律で実施されるものであり、我が国においても環境先進国として適切に対応していくことが求められています。

SO_x規制への円滑かつ適切な対応に向け、規則改正の周知及び排ガス洗浄装置等の情報を提供してまいります。

当部では、管内の支局・事務所と一体となって以上の施策を推進してまいります。

最後になりましたが、本年も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、平成最後の年、そしてスタートの年が明るい年になりますよう祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。